

平成15年度 包括外部監査の結果報告書の要約

外部監査人から提出された「包括外部監査の結果報告書」を基に総務課で作成したものです。

外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2 外部監査の対象とした特定の事件（監査のテーマ）

(1) 保健福祉部の高齢者政策及び身体障害者政策に関連する次の事業について

ア 県立特別養護老人ホームの管理運営について

明風園（県直営）、高風園・菱風園（群馬県社会福祉事業団に管理委託）

イ 関連する次の出資団体の管理運営について

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団、財団法人群馬県長寿社会づくり財団

(2) 教育施設のうち、次の大学及び大学校に関する管理運営について

群馬県立女子大学、群馬県立保育大学校、群馬県立農林大学校

3 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人 公認会計士 西巻忠彦

(2) 補助者 公認会計士 6名

（林 章、横山太喜夫、小林秀一、永井乙彦、田中 誠、足立純一）

4 包括外部監査の実施期間

平成15年5月1日～平成16年3月18日

保健福祉部の高齢者政策及び身体障害者政策に関連する次の事業

(1) 県立特別養護老人ホームの管理運営について（明風園・高風園・菱風園）

(2) 関連する次の出資団体の管理運営について（（社福）群馬県社会福祉事業団・（財）群馬県長寿社会づくり財団）

第1 概要

1 テーマ選定の理由

(1) 県立特別養護老人ホーム（明風園・高風園・菱風園）

社会福祉全般における規制緩和等の流れの中で、県立特別養護老人ホームについてもそのあり方が議論されており、県直営の明風園及び社会福祉事業団に業務委託されている高風園・菱風園の財務状態を検討するとともに、事務執行の合規性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断したため。

(2) 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

社会福祉事業団は、県の社会福祉施設の管理運営を受託しており、その運営管理状況と

ともに事業団そのものの経営管理状況を検討することは意義があると判断したため。

(3) 財団法人長寿社会づくり財団

高齢者の社会参加、健康づくりやシルバー人材センター事業など、県の高齢者政策に関連する事業を担っている長寿社会づくり財団の財務状態を把握するとともに、事務執行の合規性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断したため。

2 外部監査の要点

- (1) 県と各出資団体との補助金及び委託料に関する契約事務は適正に行われているか。
- (2) 入札及び随意契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (3) 物品、棚卸資産の管理は関係法令及び諸規程に準拠し適切に行われているか。
- (4) 会計事務は関係法令及び諸規程に準拠し適正に処理されているか。
- (5) 各施設及び出資団体の管理運営状況及び今後のあり方はどうか。

3 主な監査の手続

- (1) 県と各出資団体との契約事務については、契約書及び関係資料により検証した。
- (2) 入札等の契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (3) 物品、棚卸資産等の管理状況については、現場視察、現品実査及び台帳等との照合、棚卸の実施状況の検討等を行った。
- (4) 会計事務執行手続については、担当者への質問及び関係法令、経理規程等及び関係書類との照合を実施した。
- (5) 資金収支の実態について分析検討した。
- (6) 特別養護老人ホームの管理運営については、民間との比較、人件費、施設のあり方等について検討した。
- (7) 出資団体の管理運営については、経営組織体制、人事制度、法人のあり方等について検討した。

第2 各対象事業の状況

県立特別養護老人ホームの管理運営（明風園・高風園・菱風園）

監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

1 契約事務手続きについて

(1) 事務省略理由の明示について

ア 競争入札の不適用理由が明示されていないもの

随意契約を行う場合は、競争入札不適用理由を明示の上、承認手続きを行い書類を保存する必要がある。

イ 見積合せの省略理由が明示されていないもの

見積合せの省略はあくまでも例外的な手続きであるから、省略理由を明示の上、承認手続きを行い書類を保存する必要がある。

2 会計事務について

(1) 請求漏れについて

介護保険への保険請求漏れがみられた。請求漏れが発生しないよう内部統制手続を実施

する必要がある。

(2) 資本的支出と修繕費について

会計上、資本的支出(固定資産)とすべきものが修繕費とされている事項が認められた。施設に関する工事については県と事業団の役割を明確にし、資本的支出に関するものは県が直接実施すべきである。

意見

1 競争入札について

(1) 指名競争入札における指名業者の固定化

指名業者の適切な入替を行い、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。

(2) 同一業者との継続的な契約

指名競争入札において同一業者が継続して落札している事例が多くなっている。要因を分析し、指名競争入札の実施において競争原理が十分に機能するよう対策を講じるべきである。

(3) 予定価格積算の妥当性

競争入札の機能を有効にするため、予定価格の積算においては、十分な情報を入手した上で、工夫して合理的な方法を確立すべきである。

2 随意契約について

(1) 見積合せを実施していない随意契約

1者随意契約はあくまでも例外であり、契約価格の客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(2) 同一業者との継続的な契約

同一業者との継続的な随意契約が多く、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減という経済性の原則の観点から見て疑問が残る。

(3) 食材関係支出の適正化

食材購入については、公正な取引の確保及び経費の節減の意味から同一業者との契約の集中は避けるべきである。生鮮食品等については見積合せになじまないものもあるが、市場価格の調査や業者の年度ごとの交代制などを検討する必要がある。

3 契約事務管理について

契約事務及びその他の事務に関し、効率的な事務を実施するための管理手法が成熟していない面がある。事務手続きに工夫をして整理状況を改善し、ケアレスミスの防止及び効率的な事務の実施に役立てるべきである。

4 県立特別養護老人ホームの効率的な運営について

(1) 特別養護老人ホームの経営データ比較

県立特別養護老人ホーム3園及び県内民間特別養護老人ホームの経常収支、資金収支、活動収支を比較検討したところ、県立3園の経営は、民間施設と比し、非効率的であることを示す結果となっている。

(2) 施設別の現状分析

ア 明風園

施設運営及び介護研修事業において、資金収支ベースで96百万円が県の一般財源から充当されている。なお、施設の減価償却費及び退職給与引当金相当額まで勘案した県負担コストは合計184百万円と推定される。

イ 高風園・菱風園

資金収支ベースでは若干の黒字となっているが、現在県が負担している設備コストを勘案すると赤字となり、民間施設との経営効率の差は相当なものである。

(3) 民間施設との比較分析

ア 介護保険収入に対する人件費の割合が高いこと

給与体系が、業務内容にかかわらず勤務年数に比例して給与が上昇していく体系になっており、民間施設と比較すると介護保険収入に対する人件費の割合が高くなっている。

イ 事業の範囲が狭いことについて

県直営の明風園においては、研究・研修事業の推進等に主眼を置き、パブリックセクター色の強い社会福祉事業団においては他の福祉団体との住み分けが行われてきた結果、他分野への進出に対する動機付けが低かったと推定され、ケアハウスやグループホームが設置されていない。

(4) 県立特別養護老人ホームの現状

介護保険法施行により介護保険制度による施設運営が可能となった環境の中で、県が直接・間接または黒字・赤字とにかかわらず特別養護老人ホーム等の運営を行う必要性を再検討する必要がある。

5 高風園及び菱風園の管理運営について

(1) 人事制度について

ア 事業団人事制度の現状

事業団の人事制度は、昭和46年「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(「46通知」)により、設立した群馬県の職員に準じた処遇となっている。このため、平均勤続年数の上昇で人件費コストが経営上の課題となっている。

イ 目的にあった人事制度の確立

賃金体系は、各職員が提供した役務に応じたものであることを原則とすべき。嘱託職員に対する処遇も同様に再検討されるべきである。

ウ 事業別コスト管理の徹底及び事務の集中化の必要性

事業別に人件費コストを配賦し、事業コストを正確に把握すべきである。また、基本的な手続きを標準化し、各施設の事務を集中化すべきである。

(2) 施設の老朽化について

両園の施設は、老朽化が進んでいるだけでなく、設計コンセプトが現在の高齢者福祉にそぐわないものとなっており、施設経営を維持する限りにおいては近い将来において施設・設備への大型投資は避けられないものと思われる。

高風園及び菱風園の施設老朽化の対策に関しては、中期的なビジョンに基づき、設置場所の再検討や施設そのものの民間移管等を含めて、抜本的に検討する必要がある。

6 明風園のあり方について

(1) 明風園の現状

痴呆性高齢者介護の領域においては、既存施設を用いてのユニット的サービスの提供、口腔ケアの全員実施、痴呆性高齢者に対応したサービス計画検討など、全国に先駆けてこの一連のケアマネジメントとその実現を推進するとともに、痴呆性高齢者の介護マニュアル作成や痴呆介護研修などの実績が評価されている。

(2) 明風園の情報開示について

明風園は、介護福祉のパイロット施設・介護研修施設としての役割を担っているとされているが、その実施のために投入されている行政コストと、県民が得られた成果との関係を明確にするとともに、人件費コストまで含めた運営費総コストを開示すべきである。

(3) 明風園の経営改善

サービスの質については、要求される水準を満たしながらコストを削減することはパブ

リックセクターにおいても民間においても共通のテーマであり、明風園においても中期的な経営改善計画の実施が求められる。

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

1 契約事務について

(1) 随意契約事務における見積合せについて

事業団経理規程細則に規定される見積合せを行わずに随意契約が行われた事項が認められた。

2 備品等の現物管理について

備品には、県有財産である物品と事業団財産である物品とが混在していること、備品の廃棄手続きが明確にされていないため利用不能になったものが管理台帳上に残っていること、実地棚卸を行っていないため備品が所在不明になってもその事実が確認できないなどの問題点があるため、備品の実地棚卸しを行ったうえで、管理台帳を利用不能になったものも含めて実態に合わせて調整する必要がある。

3 会計事務について

(1) 収入事務について

リハビリテーションセンターに設置されている自動販売機設置に関する手数料収入が同センター自治会の収入となっているが、同センターは県立の施設であるため自動販売機設置については県から県有財産の一部使用許可を得た上で、電気料相当分を施設へ納めるべきである。

(2) 医業収益の期間帰属について

リハビリテーションセンター附属診療所における医業収益の期間帰属等に誤りがある。

(3) 消費税について

ア 消費税の期末の算定について

決算処理と申告額の誤差を最小化するよう工夫すること。

イ 法人内の取引の取扱いについて

社会福祉事業団の同一法人内の取引である内部売上については消費税法上の課税売上に該当しないにもかかわらず消費税計算を行い、納付する必要のない消費税が納付されていた。

(4) 資産と費用の区分経理について

会計上、資本的支出（固定資産）とすべきものが修繕費とされている事例がある。

(5) 現金の取扱いについて

基本的に手許現金は持たず、出納は銀行預金で行われるという前提から、総勘定元帳に手許現金勘定が設けられていないが、現実には現金での入出金も発生しているため、総勘定元帳に手許現金勘定を設定し、あわせて現金出納帳の記録等による手許現金の管理を強化すべきである。

意見

1 入札事務について

(1) 群馬県立身体障害者リハビリテーションセンターの契約状況について

ア 指名入札から随意契約に替わったもの

(ア) 同一業者の継続契約について

業者選定時における検討対象業者の拡大、参加業者数の増加や業者の適切な入替の実施等を行い、合理的な理由のない業者の固定化は避けるべきであり、競争原理が機能するよう対策を講じるべきである。

(イ) 契約方法を変更した効果について

契約価格が同額のものや上昇したものもあるなど、競争入札から随意契約へ変更した効果は認められず、合理的な理由も見あたらないので、原則通り競争入札にすべきである。

(ウ) 競争入札の不適用理由の明示について

競争入札不適用の合理的な理由が明示されていない。

(2) 競争入札とすべきもの

事業団経理規程に規定される入札を行わずに随意契約が行われた事項が認められた。

2 随意契約について

(1) リハビリテーションセンターにおける随意契約状況について

ア 同一業者の契約について

同一業者と継続的に契約しているものがあり、しかも3年間同一価格のものも多く、随意契約の管理についてはさらなる改善が必要である。

イ 1者随意契約について

平成14年度の随意契約42件のうち、1者随意契約が12件あるが、3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(2) ゆうあいピック記念温水プール

業務委託11件は、平成10年の開設以来、同一業者であり、平成13年度と14年度が同一価格のものも多く、競争原理が機能している状態ではない。なお、平成15年度においては、内容の見直しを行い、契約金額の削減が実施された。

3 契約事務：その他

(1) 修繕の年度末集中について

施設の修繕が年度末に集中して行われているが、計画的に実施すべきである。

(2) 請求書の日付について

日付のない請求書は受領せず、業者に記入するよう指導すべきである。

4 棚卸資産の管理について

事業団が管理運営する施設における、商品、薬品、原材料及び貯蔵品等の管理については管理が不十分である事例が検出されており、受払い管理や薬品等の管理方法などを規定化する等、改善を要する。

5 会計事務及びその他の事項について

(1) 会計事務について

事業団の会計処理は社会福祉法人会計基準に従って行われており、その基礎は会計原則に従った複式簿記による帳簿である。監査において検出された問題点の多くは会計知識の不足や会計原則の理解不足に起因するものであり、改善を要する。

(2) 固定資産取得に関する予算措置の区分について

事業団が管理運営を受託している施設及び設備について、事業団で予算化され執行されるのは経常的な保守修繕及び管理運営に必要な備品等に限定され、施設の改築、改造、増設等は県が行うものとされているにもかかわらず、事業団で予算化され執行されている例

が数多くみられる。

6 退職給与について

(1) 退職給与引当金

ア 平成14年度の引当計上額

退職給与引当金の算出方法として、期末要支給額基準を採用することが妥当である。

イ 退職手当の会計処理について

退職給与引当金の繰入額は各施設会計へ配分されるべきである。

ウ 財源について

社会福祉事業団職員退職手当調整支給補助金のあり方について再考すべきである。

(2) 退職年金

事業団が採用している全国社会福祉事業団協議会の年金制度の運用状況をみると、資産の含み損が生じているのは明白であり、将来的に事業団のコストとなることも考えられるので、将来の対策が必要である。

7 社会福祉事業団の経営管理体制について

事業団は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきである。

(1) 理事会の強化

福祉という観点だけでなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能を果たせる体制とする必要がある。

(2) 本部機能の強化

事業団の経営管理は、予算策定・執行管理・事務管理・決算を含めそれぞれの運営管理受託施設単位で独立して行われており、本部機能は完全なものとは言い難い。

本部と社会福祉総合センター管理運営とは全く別物であり、業務やコストを明確に区分したうえで、業務に従った組織を再構築すべきである。

また、本部事務局の役割を明確にすることにより、各施設で行っている管理業務等の事務処理を本部で一括して行うなど、事務集中化による効率化を検討すべきである。

(3) 人事運用の自立化

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略を持つことが望まれる。

(4) 指定管理者制度の受入れ体制の確立

公の施設の管理運営について、指定管理者制度の導入後は原則公募によることとなるため、現在の契約が継続されるわけではない。事業団全体を踏まえた経営管理を重視し、中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用するなど、指定管理者制度の受入れ体制を整える必要がある。

8 身体障害者リハビリテーションセンターの今後のあり方について

(1) 存在意義について

授産事業、療護事業については独立採算の可能性はあるが、更生事業に関しては単独事業としては独立採算が難しいことが予測され、授産・療護事業と全体で運営することが必要であり、場合によっては公的施設あるいは公的支援が必要である。

(2) 問題点及び対策

施設の老朽化への資金調達を含めた対応と支援費の範囲内で自主運営のできる人事制度が検討すべき事項として挙げられる。

9 義肢製作所のあり方について

民間が敬遠する採算の悪い分野を担っているほか、市町村担当者への研修指導、身体障害者への巡回指導等県立施設として独自の事業を行っているが、研究面や指導面においてさら

に県立にふさわしい役割を検討すると同時に、さらに効果的な代替策があるかどうかも含め、県立義肢製作所のあり方を再検討するべきではないか。

財団法人長寿社会づくり財団

監査結果

1 会計事務について

(1) 預り金の事務処理

全国健康福祉祭派遣事業における参加者負担分の現金受け払いは、財団が参加者から参加費用を現金で受領した以上、財団の会計に記録されるべきである。

(2) シルバー人材センター連合事業の記帳事務

各シルバー人材センターからの会費収入は日々記帳し、毎日残高管理すべきである。

(3) 高齢者総合相談センターにおける報酬に係る源泉所得税の控除

源泉所得税は報酬からだけでなく、日当、旅費の総額から控除すること。

(4) ぐんま新世紀塾地域講座の受講者負担金の徴収方法

口座振込など確実な方法で徴収し、領収証を発行するべきである。

意見

1 契約事務について

(1) 高齢者総合相談センター相談員との契約

契約書を作成し、依頼業務内容及び報酬金額が書類上残るようにすべきである。

(2) 県内のシルバー人材センターへの独自事業促進事業補助金

補助金交付にあたっては、見積書等具体的な資料の提出を義務づけるべきである。

(3) シルバー人材センター連合会費収入運営経費の積算根拠

会費価額の根拠が不明であり、会費でカバーすべき金額について検討しておくことが必要である。

(4) シルバー人材センター連合における契約事務

契約について、業者選択の経緯等の説明資料が残されていない。

(5) ぐんま新世紀塾事業委託契約書の契約期間

事業期間と契約書の期間がずれている。また、契約内容についても県との役割分担が不明確である。

(6) シニアワークプログラム協力金支出の誤送金

入出金時の事務処理を間違いのないよう基本どおり実施すること。

2 事業の再委託契約について

県から受託したシルバースポーツフェスティバル競技運営の財団法人群馬県スポーツ振興事業団へ当該事業費の85%で再委託している。当初から委託先が決定されており、検討をせずに随意契約を結んでいる。また、前払金は必要性を考慮して行われるべきであり、精算並びに完了検査は適時に行われなければならない。

3 人件費補助のあり方について

委託契約は、一般的な委託契約と同様、事業実施の請負として、直接人件費及び一般管理費を含む形態にすべきである。

4 組織について

財団本部として総務課が行うべき業務を分離し効率化を図るとともに、総務課経費を各事業に配分し各事業コストを正確に把握できる体制を構築すべきである。

5 基本財産について

財団の事業費及び管理費は県からの補助金もしくは委託費で支弁されるため、基本財産が事業に生かされていない。長寿社会づくり財団の実施事業の性格及び収支構造（事業費及び管理費すべてが補助金もしくは委託費で支弁される）を勘案しても、財団法人形態を採用し、基本財産を確保しなければならない積極的な理由は見当たらない。このような状況を踏まえ、外郭団体における出捐金のあり方を再検討する必要がある。

教育施設のうち、次の大学及び大学校に関する管理運営について

- 群馬県立女子大学
- 群馬県立保育大学校
- 群馬県立農林大学校

第1 概要

1 テーマ選定の理由

厳しい経済環境、少子化の世相となり、大学は本格的な競争の時代を迎えている。地方の大学が競争に勝ち抜くには、他大学との連携など基盤を強化することが必要であり、すでに女子大学は高崎経済大・前橋工科大との連携を打ち出している。専門の大学校についても存在意義を含めた競争の厳しさは同様であろうと考えられる。

県財政も厳しい見直しが行われている現況であり、教育には費用もかかるので、県の健全な財政運営に資するため、各大学及び大学校の財務事務の適正な執行状況、管理運営の妥当性について監査する必要性を認めた。

また、大学の地方独立行政法人化についても法的な環境は整い、地方独立行政法人に移行するには何が必要かを検討しておくこと、さらに、農林大学校・保育大学校は文部科学省管轄外の大学校であるが、そのあり方について検討することも意義あることと認めた。

2 外部監査の要点

- (1) 契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (2) 物品の管理は関係法令に準拠し適切に行われているか。
- (3) 会計事務は関係法令等に準拠し適正に処理されているか。
- (4) 大学及び大学校の管理運営状況は、経済性や効率性を踏まえて適切に行なわれているか。
- (5) 各大学及び大学校のあり方はどうか。
- (6) 地方独立行政法人の関係法令を前提とした場合、県立女子大学の財務書類はどのようになるか。

3 主な監査の手続

- (1) 契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (2) 使用施設、物品及び図書等の管理状況については、現場視察、現品実査及び棚卸の実施状況等を検討した。

- (3) 会計事務手続については、担当者への質問及び関係法令及び書類との照合を行った。
- (4) 資金収支の実態、特に人件費について検討した。
- (5) 大学及び大学校のあり方については、入試状況、就職状況、地域貢献状況、業務実施コスト等について検討した。
- (6) 県立女子大学について「国立大学法人会計基準」を参考にして財務書類を試算した。

第2 各対象事業の状況

群馬県立女子大学

監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

1 物品管理について

- (1) 重要物品（100万円以上、24件、取得価額合計58,204千円）について
主要備品については現物照合を行い、使用できないものは除却処理をすべきである。
- (2) 使用頻度が低いと思われる重要物品の例
使用可能性の無いものは廃棄処理すべきである。
- (3) 現物照合の結果、不明であったもの
現物は廃棄処理されていたが台帳から削除されていなくてもあった。また、台帳に記載があるのに現物が不明のものもあった。現物と台帳との照合等管理に十分注意を払うべきである。

意見

1 契約事務について

- (1) 指名競争入札における指名業者の選定方法について
指名業者が固定化の傾向にあるが、競争の確保、談合防止及び入札の公平化等の観点から望ましくないため、合理的な理由のない限り固定化は避けるべきである。
- (2) 同一業者の継続契約について
同一業者との継続契約については、合理的理由の開示及びその原因等十分考慮し、公正な価格の確保という観点から見直すことが求められる。
- (3) 1者随意契約について
1者随意契約になっているものがあるが、あくまでも例外的な処理であり、合理性の確保、経費節減及び経営管理の効率化等の観点から3者見積合せの除外理由の解釈は厳密に行うよう改善する必要がある。
- (4) 1者選定理由に合理性がないものについて
 - ア 電気冷暖房設備運転管理等業務委託
競争入札方式に変更すべきである。
 - イ 空調機点検業務委託
緊急に業務を発注する理由はないため、3者以上の見積合せをするべきである。

2 図書の管理について

- (1) 図書の継続購入資料の再検討について
全集なども、過年度の運営委員会で選定されたとはいえ、現状の必要性について再度検討することを要する。
- (2) 国庫補助対象図書の購入継続の見直しについて

国庫補助対象図書が多くが利用の少ない高価な貴重図書であり、一般図書の購入予算枠は大幅に削減されてきているので、補助金を前提とした図書選定の考え方を見直す必要がある。なお、平成16年度から国庫補助対象図書の購入を中止する予定。

- (3) 研究室予算で購入された図書の管理状況について
研究室図書についても、図書館図書と同様に県有財産であり、図書館における現物管理に準拠する手続きを適用する必要がある。
- (4) 未返却図書への対応について
未返却図書について適切に管理し、特に教員に対する適切な対応を検討すること。
- (5) 図書の定期的な棚卸について
予算の都合により棚卸が行われていないが、適正な管理のため定期的な棚卸の制度化を検討すべきである。

3 会計事務及びその他の事項について

- (1) 入学金・授業料等（納付金）未入金その督促手続きについて
県民の債権の保全、属人ベースの督促方法防止等の観点からマニュアル化を進めることが必要である。
- (2) その他の事項について
 - ア 劇物薬品の保管について
劇薬については管理体制を検討しておく必要がある。
 - イ 自主的な施設修繕計画について
開学20年を経過し、修繕の時期、予算等に関する中長期的な計画が必要と思われる。

4 教育研究費について

- (1) 教育研究費の予算推移
教育研究費には教育研究費、特別研究費、特定研究費、重点領域研究費、紀要刊行の5つの費目があるが、特別研究費はH14年度をもって廃止となっている。
- (2) 教育研究費の取扱いについて
教員研究費については要綱、規程等がなく、報告書等の定めがなく、收受する教員は報告書、レポート等一切求められていない状態であるため早急に改善されたい。
研究の成果について、第三者評価を受けるようなシステム作りを行うことが必要であり、その評価によって研究費を配分するような制度を導入すべきである。
- (3) 特定研究費に関する要綱の運用について
要綱では、特定研究の成果の発表、公表及び報告を求めているが、報告書の提出が無く、評価の手続きも行われていないので改善する必要がある。

5 県立女子大学のあり方について

- (1) 現状分析
 - ア 教育
設置時と現在の状況を比較すると、当初の設置目的である女子への高等教育の普及はある程度達成されている。一般県民にとって群馬県唯一の県立四年制大学としての存在意義がわかりにくくなっている。
教育分野の効率性では、教員が担当している講義数は平均週4.6コマであり、1日当たりの担当講義数は1コマ以下である。
 - イ 研究
本学教員の執筆状況は1人当たり年間2程度であり、学内では教員の執筆状況を把握し、評価する仕組みを有していない。成果を測定し、各教員への研究面への取組を評価する仕組みを確立すべきである。

ウ 地域貢献

平成15年度においては、公開講座数の増加等が見られるが、一般県民や地域社会への貢献にはより積極的な取組が求められる。

エ 業務実施コスト

業務コストを私立大学平均と比較してみると、専任教員数、教員人件費については、大学の規模が小さいうえに3学科を抱えており、様々な専攻の教員を配置せざるを得ないこと、一般教養科目の担当教員が比較的多いこと、在籍年数の長い教員が多いことなどが要因となり、私立大学平均より高い数値を示している。

また、女子大学の運営に関する総経費は、私立大学平均に比較して低くなっている。施設関連コストが大きいことを勘案すると、教育研究目的の直接費が極めて少ないと推論される。

(2) 問題点

地方公共団体が運営する大学として最も重要なことは、県民がコストを負担したことによる効果の追求であるが、実際には行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関するアカウンタビリティ（説明責任）が果たされているとは言えない状況であり、大学の実態や今後の県立大学のあり方に対する県の姿勢が一般県民にとってわかり難い状況にある。

(3) 対策

小規模の単科大学であり、必ずしも地方独立行政法人への移行のみが最適の手段となるとは限らないが、その基本理念である「公共性」「透明性」「自主性」の確保は当然の責務であるため、中期計画の策定及び公表、財務諸表の作成及び公表、予算編成における大学の裁量権の強化、教職員の業績に応じた人事考課の実施等が行われるべきである。

また、大学の中期計画をテーマ毎にブレークダウンしたうえで、各組織や各教職員に具体的な目標及び責任として伝達され、活動の結果が評価される仕組みを構築すべきである。

蓄積された知識は教育・研究・地域貢献それぞれの分野で外部へ発信されなければその意味を失うものであり、その成果については、適切な外部機関による定期的な評価がなされるべきである。

群馬県立保育大学校

監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていると認められた。

意見

1 契約事務について

随意契約について、特定の業者が工事を請負っており、競争性の確保及び経済性の観点から改善を要すると考えられる。

2 図書の管理について

(1) 図書原簿の記載事項について

ここ数年間、図書原簿に受入年月日・受入価格等の記載が無く、記載内容は不十分である。

(2) 未返還図書の管理について

図書の貸出ノートに記載のないものが散見されるが、実態が明確でないため返却の督促は行われていない。貸出ノートを一定期間保存することや図書の棚卸を実施する必要がある。

る。

3 会計事務及びその他支出について

(1) 請求書の日付について

請求書の日付は必ず記載するよう指導すべきである。

(2) 一般会計と保護者会の支出の区分について

学校と保護者会の支出について区分すべき規程等は無く、どちらが負担すべきか曖昧なものが見受けられるので一定の基準を設定すべきである。

4 群馬県立保育大学校のあり方について

保育に関する大学及び短期大学が急増するとともに、保育大学校の保育士教育の指導的役割は薄れてきている。

従来の保育士養成に徹するか、またその場合の県費投入の意義をどこに見いだすか、あるいは大学に移行するか、廃止も視野に入れて今後のあり方について再検討し方針決定する必要がある。

群馬県立農林大学校

監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

1 物品管理について

管理については全体として適切に行われているが、利用していないため廃棄処理が妥当なものや、廃棄処理済みであるが台帳処理を行っていないものなどがみられた。

2 会計事務について

(1) 直接外部販売における現金について

直販の際は、販売担当者個人が釣り銭を用意しているが、学校側であらかじめ一定額の釣り銭を用意しておき、売上代金と併せて釣り銭も同時に精算すべきである。

(2) 収入徴収の方法について

学生から徴収する諸経費については、必ず納めるものと任意のものを明確に区分する必要がある。

(3) 学校徴収金の会計処理について

規約のない会計については、規約を作成し、責任、管理、報告体系に透明性を持たせる必要がある。

意見

1 支払契約事務について

(1) 指名競争入札（石油関係）における指名業者の固定化について

指名業者の固定化は競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保等の観点から望ましくないもので、検討対象業者の拡大や指名業者の適切な入替をおこない、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。

(2) 単価契約における予定価格の設定について

予定価格の設定には、時価との連動性なども含めて慎重な対応が必要である。

(3) 委託契約について

ア 同一業者継続契約について

同一業者との継続契約は、客観性、合理性に関して疑義が持たれる要因となり、しかも契約価格が同一で推移しているケースも多く、契約事務の管理について更なる改善が必要である。

イ 1者随意契約について

例えば保安業務など、検討すれば3者以上の見積合せを実施することが可能なものもあると考えられ、可能な限り3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

2 棚卸資産管理について

(1) 棚卸資産管理規程等の整備・活用について

農産物販売等においては、材料等について所在場所別・品目別の受払管理、実地棚卸等の実施を織り込んだ管理規程を整備し活用するとともに、実務的な指導者育成の観点から、在庫管理や棚卸の意義・方法などを実務教育に活用していくべきである。

(2) 農薬の取扱いについて

どの保管庫にどの農薬がいくらあるか管理責任者は把握しておく必要がある。施錠だけの管理では十分とは言えず、特に重要性あるいは危険性の高い農薬については、数量管理をすべきである。

3 図書管理について

(1) 購入希望図書の選定手続きに関する議事録について

購入図書選択の根拠となる図書委員会の図書選定議事録を保管すること。

(2) 未返還図書の管理について

貸出ノートでは事実確認が困難の状況にあり、未返却図書の特定ができない状況にある。棚卸を実施し、亡失図書の実態を明確にするなど日常の管理を改善するべきである。

4 研修館の使用状況について

研修館は使用率が低下しており、施設の老朽化等を考慮すると、そのあり方を検討する時期にさしかかっていると思われる。有効活用の方法を大学だけでなく県及び周辺市町村他関係者を含めて議論すべきではないか。

5 会計事務関係について

(1) 一般会計と生活雑費会計との区分について

一般会計で予算オーバーした費用を生活雑費会計に負担させているが、各会計の取扱いを峻別することが必要である。

(2) 修繕費・水道光熱費について

学生寮の修繕費は生活雑費会計と一般会計に計上されているものがあるが、この区分が判然としない。また、水道光熱費は一般会計で負担しているが、これは学生の生活に直接関わる費用であることから学生も応分の負担をするよう見直す必要があると考えられる。

6 学校徴収金の取扱いについて

(1) 学校徴収金に関する歳入歳出外の会計について

ア 現状分析

振込会計・給食会計・生活雑費会計・後援会会計・自治会会計・同窓会会計の6つの会計単位がある。

イ 問題点

(ア) 振込会計

帳簿残高の差異分析の必要性について

帳簿締め切り事務を年度末に行うまで、残高を確認する手続きを実施していなかったため残高が不一致となっており、理由を分析する必要がある。

学生に対する事務サービスの必要性について

本来、学生が個別に支払をすべき教科書代等を本会計に振り込ませており、結果として学校事務局が集金の取りまとめ事務を行っているが、県の職員が公務として実施すべき範囲の業務なのか再度検討する必要がある。

(イ) 給食会計

給食会計の規約の存在について

本会計を運営するに当たっての規約が無いため、繰越金の還元方法が定められておらず処分できない状況にある。なお、今後後援会の了承を得たうえで取扱いを決める方向で検討されている。

欠食の場合の代金返還額決定の曖昧さについて

欠食の場合の代金返還額や決定の過程が不明確であるため、権限・責任を明確にする必要がある。

(ウ) 生活雑費会計

生活雑費会計の規約の不存在について

本会計を運営するに当たっての規約が存在しない。

責任所在不明の預金口座からの振替入金について

農林大学校の統合前から引き継がれてきた歴代の積立金が入金され、透明度のアップという点から評価できるが、過去において引き落としの記録が曖昧になっているものがあるので、今後資金の取扱いについては十分注意する必要がある。

ウ 対策

(ア) 各会計共通の対策として次の事項が挙げられる。

規約により、責任、権限、報告の体系を明確にする、会費等を原価に合わせたレベルに見直す、透明性を高める、県費と受益者の負担の範囲を明確化する等。

(イ) 歳入歳出外処理の対策について

学内のみの収支計算になっているものについては、学生を含め関係者に公表すべきであり、県の検査対象にすべきである。

(2) 公開講座実費徴収の歳入歳出外処理について

公開講座は当学校すなわち群馬県が行っている事業であり、収支金も県の会計に取り込むべきである。

7 群馬県立農林大学校のあり方について

(1) 現状分析

ア 入校生の状況について

(ア) 入校生数の推移

年度による多少の変動はあるものの減少傾向にある。学科ごとの入校生数にアンバランスが生じている。

(イ) 入校生減少の要因

少子化と大学進学の高まりによる競合

先進的な教育設備への対応遅れ

全寮制を敬遠

卒業後の進路・就職への不安

(ウ) 現在の対応策

農業高校長及び農場長会議、高校訪問、農業高校進路相談会その他対応策を実施しているが決め手に欠け、入校生減少に歯止めがかかっていない。

イ 県外出身者の状況について

H12 は 3 人、H13 は 5 人、H14 及び H15 は 0 人となっている。

ウ 卒業生の就職先について

就職は比較的良好、農業関係の就職先が多い。自営・研修後就農は年平均 15 人で 21.9%と低く、後継者育成という基本目的を達成しているとは言い難い。

エ 研修部の活動状況について

一般県民向け公開講座及び就農準備校等は好評であり活況を呈している。

オ 業務コストの概算試算

H14 年度の県費支出は 206,330 千円であるが、人件費・建物施設の取得費も含めた概算総コストを試算すると 678,256 千円となる。国の方針でもあり農業後継者育成は必要とされているが、学生 1 人当たり約 4,400 千円の県費負担は高額である。

(2) 問題点

少子化、多額の業務コスト、農林業関連環境の激変、市況の低迷及び県予算の逼迫等を考慮すると、開学当時の状況と環境が激変しており農林大学校のあり方を見直す時期に来ている。特に農業の担い手育成という第一義的な目的だけでは存続が危ぶまれる状況である。

行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関する説明責任を果たす必要がある。

(3) 農林大学校のあり方について

ア 定員割れについて

定員割れしている現状に合わせた適正規模に定員を見直し、群馬県の特徴に合わせた学科の再編が必要であると思われる。

イ 寮制度について

(ア) 制度の趣旨と寮の自主運営について

寮運営においては収支に関しても自覚と責任を持たせることが必要なのではない。自治活動の意味づけ、寮生指導に工夫を要する。

(イ) 全寮制の見直しの必要性について

受験生の側から見ると全寮制が問題で、高校生に人気がない原因の一つのことであり、平成 15 年度から 2 年生は寮と通学の選択が認められた。今後 1 年生についても選択制を採用すればこの問題は解決すると考えられるので、見直しを検討するべきであろう。

ウ 教育を前提にした人事体制の検討について

職員は主に農業改良普及員であり、平均的には在職 3 年以下の職員が 76%を占めている。しかし、教育施設としての経営資源として重要なのは、人材及び知識・情報であると考えられるため、一定期間人材を確保し、知識や情報を蓄積し、教育や研究に生かしていく仕組みの確立が必要である。

エ 収支計算の開示、説明責任について

農林大学校の収支は、県の一般会計に組み込まれていて収入と支出の対応関係がわからない。教育にどれだけの県費が投入されているのか理解するためにも大学校全体の収支計算書を作成する必要があり、また、行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関する説明責任がある。

オ 農林大学校のあり方について

日本の農業としては、自給率の向上が重要であり、農業人口の減少傾向にある現在、後継者育成は意義あることである。

しかし、学生 1 人当たり業務コスト年間約 4,400 千円は県費がかかり過ぎの感があり、経費節減、受益者負担金や授業料の値上げの検討も必要になる。

さらに、定員割れの人気の無さは存在意義の薄さの表れと考えられ、時代の要求に

マッチしていないと思われる。定員の大幅な見直し、学科の大幅な再編を含めた大変革を必要としている時期に来ている。